

ケアマネジメント点検支援におけるQ&A (H23.6.6)

Q1 介護支援専門員として、「指定通所介護事業所等における宿泊サービスの基準」(以下、「宿泊サービス基準」という。)に基づき、どのようなケアプランを作成したらよいのでしょうか？

A1 介護保険法におけるケアマネジメントの位置づけは、

① 自立支援の視点

「保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮しなければならない。」(法2条-4)

② 自己選択の視点

「被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない」(法2条-3)

③ 悪化防止、状態の軽減をめざす視点

「保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に質するように行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行わなければならない」(法2条-2)
となっております。

また、介護保険法において介護支援専門員とは、

「要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス(略)を利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者(略)等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するもの」(法7条-5)と位置づけられております。

介護支援専門員は、居宅介護支援として、日常的なケアプラン作成、サービス担当者会議、モニタリング、ケアプランの変更等を通じて、利用者が自立した日常生活を実現するために安全で安心できるサービスを受給できているか否かのチェックを行い、起こりえる健康被害や事故を予防し、権利侵害を判断して防止することが必要です。

介護支援専門員は、通所介護事業所における宿泊サービス(以下「宿泊デイ」という。)を利用することがこれらの法の趣旨に鑑み利用者の自立を図る上で、適切かどうか確認した上で、ケアプランを作成することとなります。

Q2 宿泊サービス基準に該当しない宿泊デイを利用するケアプランを作成することは違反でしょうか？

A2 都では、宿泊サービス基準に該当しない宿泊デイを運営することについて、禁止する規定は設けてはならず、規格外宿泊デイを利用するケアプランを作成することも、直ちに違反とはいえません。ただし、生活の質の観点からすると、基準外の長期利用の状況が利用者の自立した日常生活の営みとは認めにくいものと考えられます。また、安全等の観点からすると、認知症や判断力が低下した高齢者に対して良質な事業所を選択し、利用者の安全性を確保することは介護支援専門員にとって重要な役割の一つであり、権利侵害等から要介護者を守ることもなると考えられます。

介護保険法の趣旨や介護支援専門員の役割について十分考慮して、利用者の福祉の向上に努めて頂きたいと存じます。

Q3 現在、30日以上連続して宿泊しており、今後も継続すると見込まれている場合は、どうすればよいのでしょうか？

A3 家族の急な介護状況の変化等により自宅で介護することが難しく、介護保険法上のサービスに限らず他のサービスでは解決できず、安価で手続きの簡便な宿泊デイを緊急避難的に利用されている現状があることは認識しております。

しかし、介護保険法が予定する利用者の自立した日常生活の本拠は、自宅又は入所（入居）施設であると考えられます。そうした意味では、長期に通所介護事業所に連泊する事態は利用者の自立した日常生活の実現に資する状況ではないと判断され、介護支援専門員はそのような事態が生じた原因・背景について十分洞察し、真にやむを得ないか否かを検討する必要があります。

にも関わらず、居宅介護支援事業所内での検討もなく、地域包括支援センターや保険者との連携も取れていない場合もあります。介護支援専門員が一人で判断せずに、所内、関係機関と十分連携し、地域全体で支えていく必要があります。

このため保険者としては、介護保険法の自立支援の趣旨から様々な方法があるのではないかというような提案や援助について、地域包括支援センター、医療関係者などと早急に検討・調整し、本来あるべき介護保険給付サービスに向けてケアマネジメント支援を行って頂きたいと考えております。

なお、その際には、下記について留意することが必要です。

- (1) 宿泊デイの長期利用は、自立した日常生活に資さないものと認識し、次の生活の場（自宅・施設・病院等）を速やかに検討しているか
- (2) 宿泊デイを利用している間の利用者の状況を把握しているか